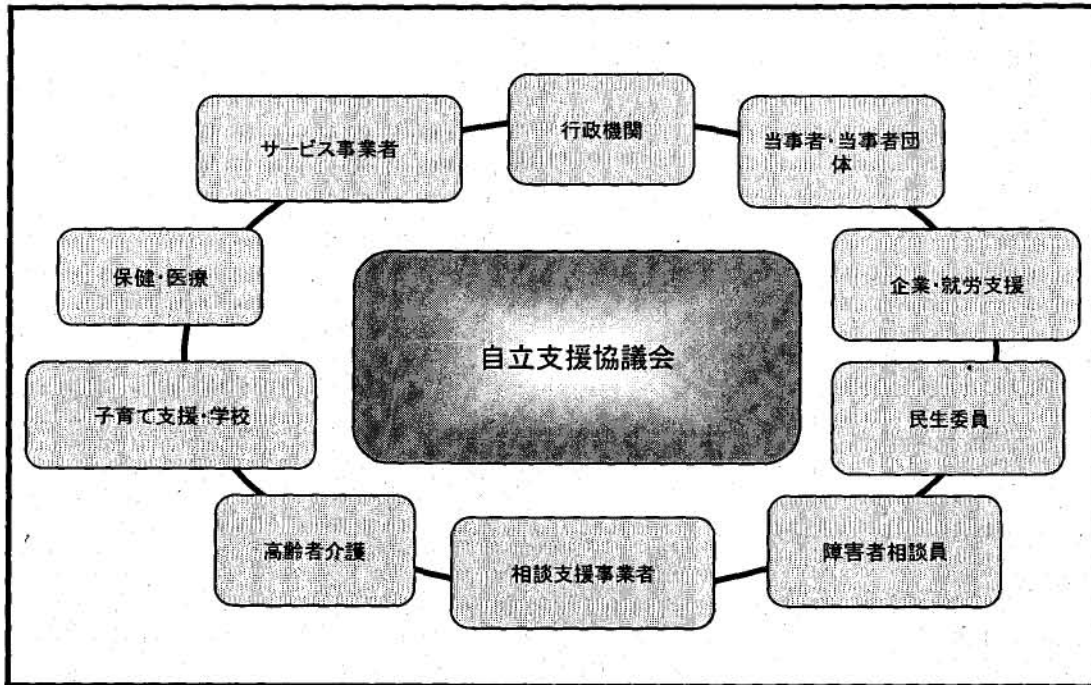


自立支援協議会を構成する関係者



54

地域移行支援・地域定着支援について

1. 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

2. 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

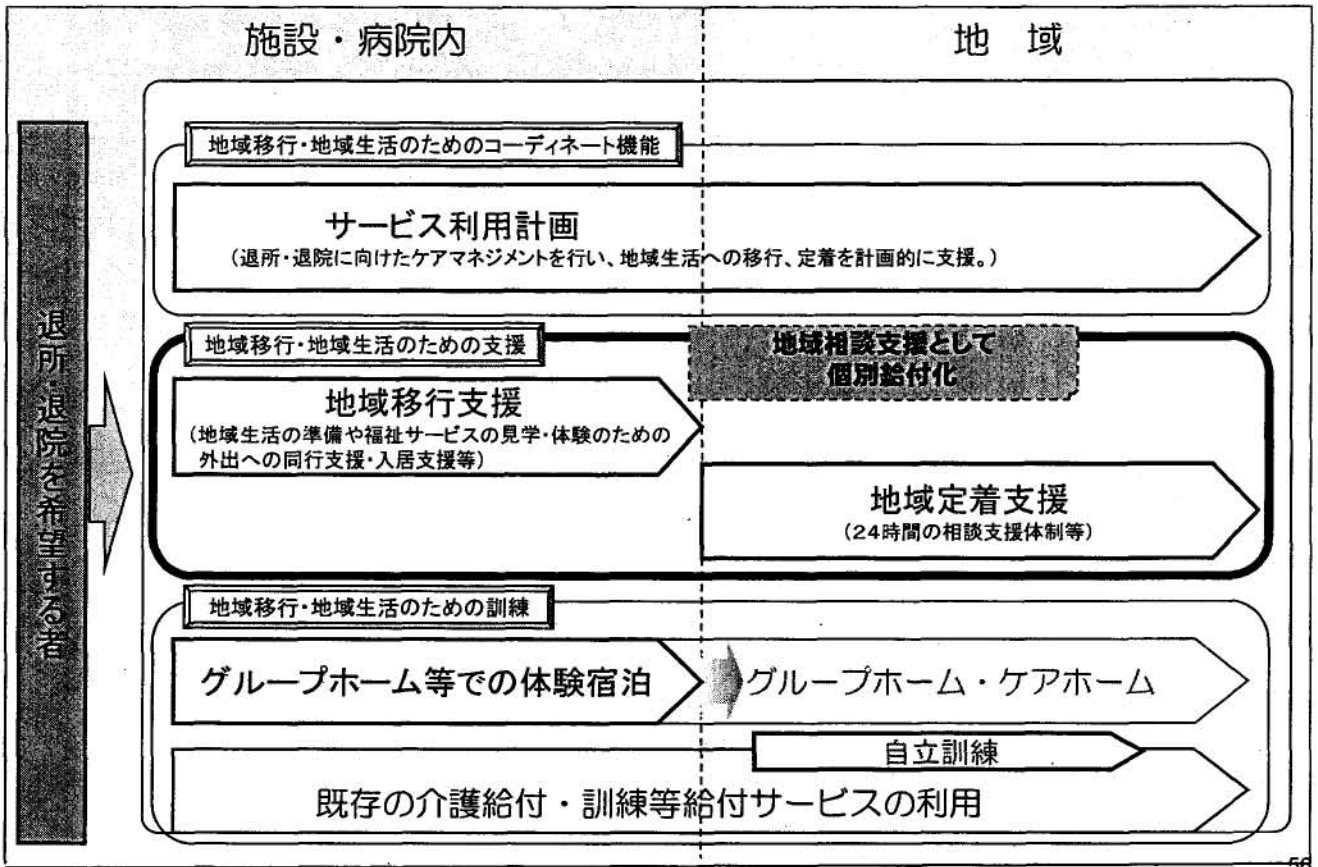
→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

(参考)

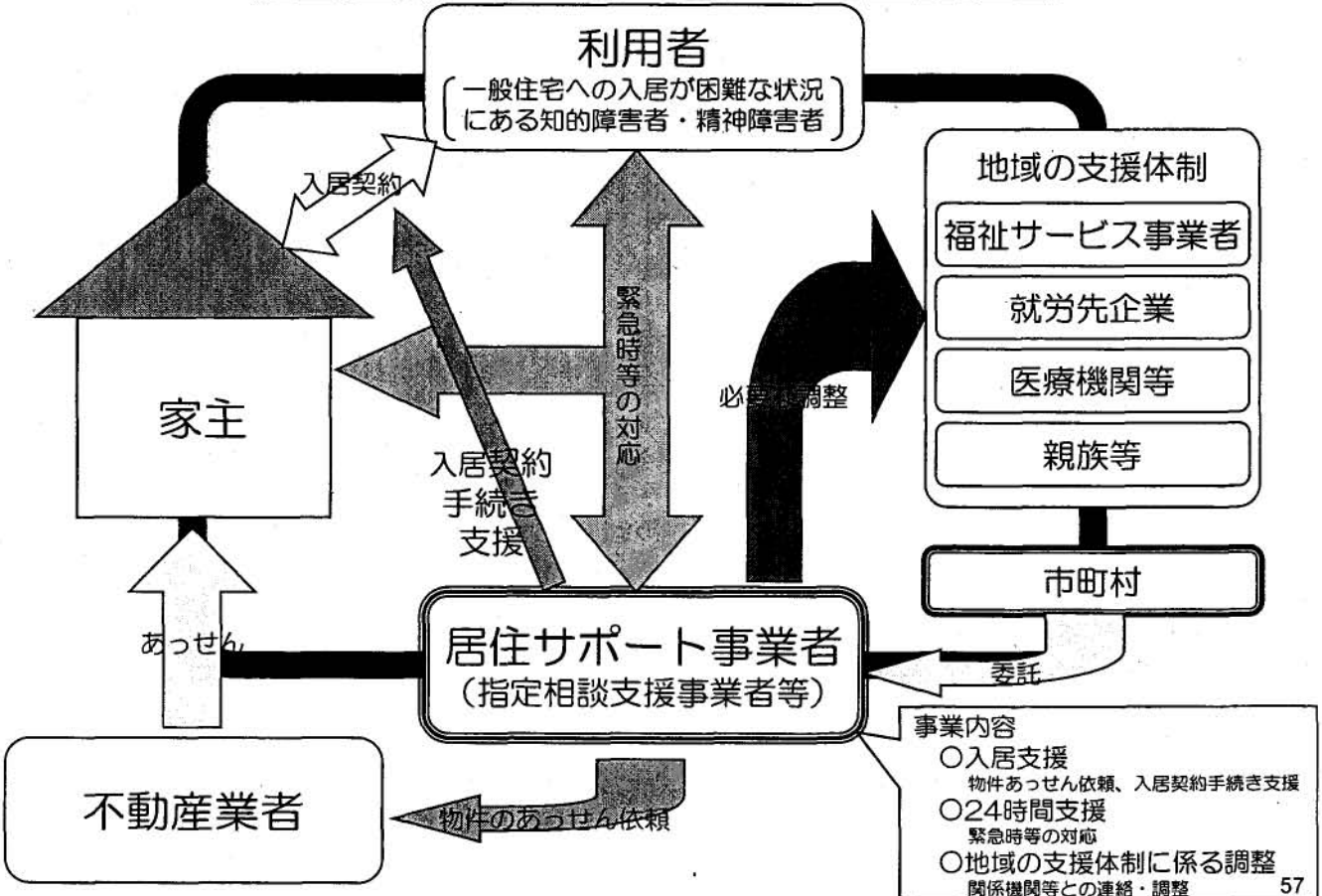
- ・ 社会保障審議会でも、地域における自立した生活の支援のためにこれらの支援を自立支援給付の対象とすべきとされている。

55

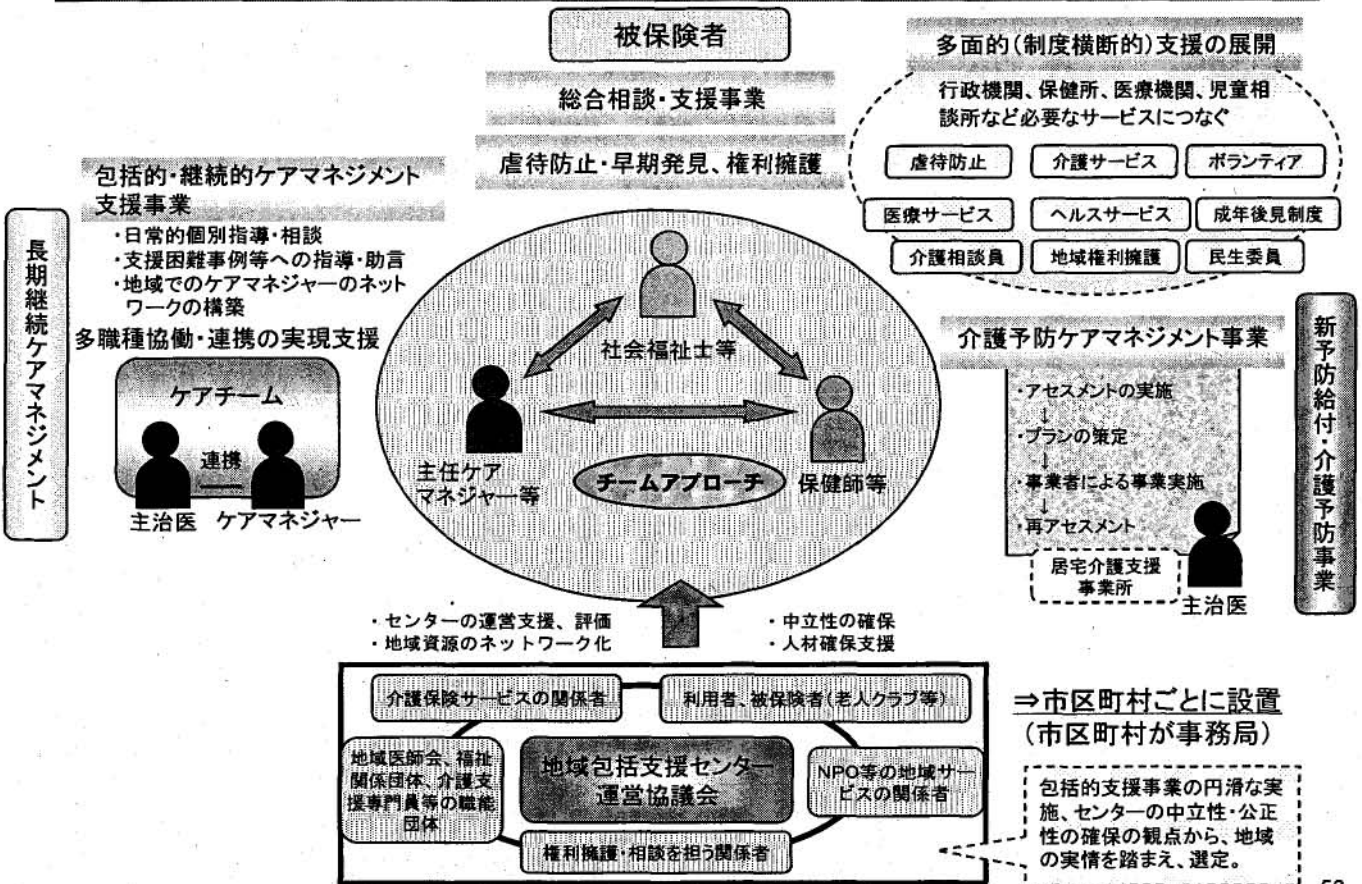
地域移行・地域生活のための支援



現行の居住サポート事業（イメージ図）



地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



■地域包括支援センターの人員基準

■包括的支援事業に係る人員基準

◎第1号被保険者(65歳以上の高齢者)
3000人～6000人ごとに、保健師、
社会福祉士及び主任介護支援専門員
(準ずる者を含む)を最低限それぞれ
各1人
※小規模市町村の場合の例外措置あり
※この基準は最低基準であり、上記基準
を満たしておれば、上記資格以外の者で
あっても担当する専門知識を有すれば、
包括的支援事業に従事することは可能

+

■介護予防支援の人員基準

◎次に掲げる職種のうちから「必要な数」
【要件】
・保健師
・介護支援専門員
・社会福祉士
・経験ある看護師
・3年以上経験の社会福祉主事
※介護予防支援業務に従事するためには、
上記のいずれかの資格を有することが必要。

※ 地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定を受けており、いわば、包括的支援事業と介護予防支援業務(予防給付のケアマネジメント)の「2枚看板」となっている。人員基準についても、包括的支援事業に係る基準と介護予防支援に係る基準の2本立てとなっており、双方を満たす必要がある。

※ したがって、通常は単に3職種を置くのみでは不十分であり、介護予防支援を実施するための職員を置くことが必要となる。

※ 書類整理や報酬請求事務などの事務処理作業については、専門職種でなくとも実施することができる。